



介護休職を拡大～最大3年間取得可能に～

健康経営優良法人2026(ホワイト500)も取得

社会福祉法人聖隷福祉事業団(本部：静岡県浜松市／理事長 青木善治)は、2025年10月より、介護休職の取得期間を、対象家族一人につき初回利用日から最大3年間まで拡大しました。この制度拡大をはじめとした職員支援の取り組みが評価され、健康経営優良法人2026(ホワイト500)の認定も受けることができました。

介護休職制度の拡大

聖隷福祉事業団の介護休職制度

対象家族一人につき、初回利用日から **最大3年間** 休職可能に

※通算93日を超えて休職できるのは聖隷独自の制度

- ・初回利用日から通算 **93日** までは 利用期間に制限なし
- ・分割取得は **最大3回** まで可能



長期間にわたる介護

要介護者が施設に入ったり、デイサービスを利用したりするまでのまとまった期間

背景

現在の介護休職の利用期間は、国の基準で93日（分割は3回）までと定められていますが、国内では年間10万人が介護を理由に離職しており、今後も増加が予想されています。また、当事業団内においても、介護経験のある職員は40.3%、現在介護をしている職員は14.9%と年々増加傾向であり、親や子を介護するために離職せざるを得ない職員もいました。一方で当事業団内の介護休職利用者数は、2023年度は16名、2024年度は23名と少ない状況であり、職員からも「休職したいが期間が限られていて取得を躊躇してしまう」といった声が聞かれていました。

こうした状況を受け、職員が介護と仕事を両立できる環境を整えるため、今回、介護休職制度を拡大しました。

健康経営優良法人2026（ホワイト500）の取得

職員の仕事と生活の両立を支援する環境整備の一環として、介護休職制度の拡充をはじめとした支援制度の充実を図ってまいりました。その結果、今回「健康経営優良法人2026」の認定を受けることができました。

アテネ睡眠尺度を活用した睡眠の時間・質の可視化をはじめ、職場環境やコミュニケーションに起因する業務障害（インシビリティ）や体調不良のまま働く状態（プレゼンティーイズム）の実態把握と改善に向けた取り組み等を進めている点が総合的に評価されました。

私たちは、「働きがいと暮らしやすさを両立する働き方の推進」を通じて、職員一人ひとりが安心して長く働く力を発揮できる環境づくりを大切にしています。地域社会を支える組織として、医療・介護分野の持続的な発展に貢献すべく、離職防止と人材確保の取り組みを一層強化してまいります。



「健康経営優良法人2026（ホワイト500）」：健康経営の取り組みが特に優れた法人として認定された企業に付与されるマーク（経済産業省推進）。

「トモニンマーク」：仕事と介護の両立支援に取り組む企業であることを示す、厚生労働省のシンボルマーク。

■参照データ

- ・総務省統計局 「令和4年就業構造調査」
- ・聖隷福祉事業団「介護と仕事の両立支援に関する調査」
調査期間 2025年9月1日～2025年9月18日 有効回答者数 2023名

【社会福祉法人聖隷福祉事業団 概要】 URL：<https://www.seirei.or.jp/hq/>

基本理念：キリスト教精神に基づく「隣人愛」

所在地：静岡県浜松市中央区元城町218番地26

設立：昭和5年（1930年）

理事長：青木善治

事業内容：

1都7県(東京都、神奈川県、千葉県、静岡県、奈良県、兵庫県、愛媛県、鹿児島県)で208施設521事業(2026年3月時点)を展開。

- 1.医療事業（病院・診療所・ホスピスなど）
- 2.保健事業（健康増進・健康診断・人間ドック・疾病予防・労働環境測定など）
- 3.福祉事業（特別養護老人ホーム・障害者支援施設・救護施設・無料または低額診療・保育事業・有料老人ホーム事業など）
- 4.介護事業（介護老人保健施設・通所事業・訪問看護ステーション・在宅訪問事業など）

<本資料に関する報道関係者様からのお問合せ先>

【聖隷福祉事業団】 法人本部 総務部 担当：斉藤

TEL：053-413-3300 mail：hq-syomu@sis.seirei.or.jp

社会福祉法人 聖隷福祉事業団のプレスリリース一覧

https://prtimes.jp/main/html/searchrlp/company_id/77508